

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「額」の右に「（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額）」を加える。

第22条第1項第1号イ中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第23条第4項を次のように改める。

4 公務により旅行中の職員については、正規の勤務をしたものとみなす。ただし、用務地で正規の勤務を超えて勤務することをあらかじめ命ぜられた場合において、その勤務した時間を証明することができるときは、この限りでない。

第24条を削除する。

第31条第1項第1号中「162」を「157」に、同条同項第2号中「162」を「157」に改める。

第32条第5項中「162」を「157」に改める。

第35条第16項を次のように改める。

16 給与の端数の処理については、次の各号に定めるところによる。

(1) この規程に定めるところにより、給与の支給額を計算する場合におい

て、その支給額の計算の基礎となる1日当たり又は1時間当たりの給与の額等に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

(2) 第21条、第29条第2項及び第3項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 第29条第2項及び第3項の規定による算定基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 第34条第1項第2号及び第3号の規定による休職中の職員の給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(5) この規程に定めるところにより、給与を減額する場合において、勤務しない1日又は1時間につき減額すべき額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)